

2011年度財産法の基礎2 追試験問題

2012年2月15日

松岡 久和

I 次の文章は正しいか（各問中に2つの文章を含む点に注意）。正誤を示した上で、理由を簡潔に指摘しなさい。各問3行以内を一応の目安として、関係する条文があれば指摘しなさい。ただし、条文を示すだけでは足りず、説明が必要です（Iの解答には解答用紙の1・2頁を使用すること）。配点は40点。

- (1) 加害者が複数いる共同不法行為の場合、損害賠償請求訴訟を提起する被害者は、加害者全員を共同被告として訴えなければならない。共同不法行為の成立が認められたときは、複数の加害行為者は、全額の損害賠償債務について連帯債務を負う。
- (2) 契約交渉に入った当事者には、途中で契約交渉から撤退して、契約を結ばない自由があるから、合意が成立しない場合には、契約責任は生じる余地がない。契約交渉や履行の受け入れに要する費用は、自己負担が原則であり、これらを損害賠償として請求できるとしても、その請求は、履行利益の賠償請求とは両立しない。
- (3) 保証委託契約は委任契約であり、診療契約や託児所に子供を預ける契約は準委任契約である。これに対して、保証契約は、委任契約ではないし、準委任契約でもない。
- (4) 債務者が反対している場合には、債務者の父親である以上の関係を持たない父は、第三者弁済を行うことができない。債務者が反対している場合には、債権者との間で保証契約を結んで保証債務を弁済したり、債権者から債権を買い受けたうえで債務を免除することもできない。
- (5) AがYに対して有する債権をBとXに二重譲渡した場合において、ともに内容証明郵便でなされたBへの譲渡の通知とXへの譲渡の通知が、Yの異なる営業所に届いたのでどちらが先に届いたか不明なときは、Yは、確定日付の日時が先の方に支払わなければならない。Yは、到達時の先後が不明の場合、供託をすることはできない。

Ⅱ 次の「」事件につき、問題(1)～(3)に答えなさい。(1)～(3)の各問題は相互に無関係である(Ⅱの解答には解答用紙の3頁以降を使用すること)。配点は60点。

Yは、兄AがXから中古住宅甲を居住目的で買い受ける際に、Aに頼まれて、AX間の不動産売買契約の末尾に「YはAのXに対する3000万円の売買代金債務を保証します。」との文言に署名・捺印した。

- (1) その数年後、Aがリストラにあつて失業し、その時点での残代金債務2000万円の支払ができなくなった場合において、Xがいきなり保証債務の履行を求めてきたとき、Yはどのような主張が可能か。
- (2) その数年後、Aがその時点での残代金債務2000万円のXへの支払を拒んだが、その理由が甲に隠れた瑕疵が発見されたためであった場合において、Yは、Xが保証債務の履行を求めてきたとき、Yはどのような主張が可能か。
- (3) その数年後、AXが甲の売買契約を合意解除した場合において、甲がXへの返還前にAの失火で消失したとき、XはYの保証人としての責任を追及できるか。